

「とぎつ秋まつり（仮称）」業務仕様書

本仕様書は、時津町（以下「発注者」という。）が発注する下記の業務に関して、受注者が履行するにあたり必要な事項を定める。

1. 基本事項

- (1) 業務名 「とぎつ秋まつり（仮称）」業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 履行場所 メイン会場：時津ウォーターフロント公園
サブ会場①：長崎西彼農業協同組合時津支店
サブ会場②：大村湾漁業協同組合本所
サブ会場③：とぎつカナリーホール
- (3) 委託期間 契約締結から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 委託価格の上限 12,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 業務目的

本業務は、地元の事業者や住民が参加する「地域に根ざしたまつり」として、郷土愛を醸成するとともに、賑わいを生み出すイベントとして位置づけて、交流人口の拡大や時津町の多様な魅力を発信することを目的とする。

3. イベント概要及び業務内容

まつりの企画（まつり名称の設定含む）・立案・運営・設営及び各種手続き。

ステージイベントの企画、出店者数等については、発注者と協議の上、決定すること。

(1) 開催時期

令和8年10月31日（土）10：00～20：00終了予定（花火打上予定19：00～）

※荒天の場合、翌日へ延期（全部若しくは一部）

(2) 開催場所 メイン会場：時津ウォーターフロント公園

サブ会場①：長崎西彼農業協同組合時津支店

サブ会場②：大村湾漁業協同組合本所

サブ会場③：とぎつカナリーホール

(3) 参加対象

町内外問わずどなたでも参加可。

(4) イベント企画（時津ウォーターフロント公園）

ア メインゲスト

イ 一般出演者

ウ 参加型企画（時津まんじゅう早食い大会、抽選会、踊り等）

エ 町特産品等の紹介（みかんジュース、ワイン）※発注者で手配

オ 町郷土芸能の披露（全体で約3時間）※発注者で手配

カ 縁結びムービーの紹介（1時間程度）※発注者で手配

※出演キャストのステージ登壇あり

(5) 出店（時津ウォーターフロント公園）

- ア 西そのぎ商工会会員、町内事業者、町外事業者を区画分けすること。
- イ 出店料は無料とする。
- ウ 出店者は自社で製造・販売している商品のみ販売できるものとする。
- エ 商品の販売に限らず、体験ブースやPRブースとしての出店も可能とする。
- オ 西そのぎ商工会会員以外の出店の応募及び管理等を行うこと。
- カ 出店事業者向けに出店者説明会を実施すること。
- キ 段ボール遊具等の参加型店舗の出店を行うこと。
- ク 出店者トラブル、違反者等への対応を行うこと。

(6) 会場レイアウト（時津ウォーターフロント公園）

- ア 本部・来賓用・出店・休憩・郷土芸能役員観覧テント
 - ※出店については、できる限り多くの出店区画を確保すること。
- イ メインステージ
- ウ 協賛タワー
- エ 仮設トイレ
- オ 出演者控室
- カ 郷土芸能を披露する場所（一部車輪付きの山車を使用する団体あり）
 - ※一部メンバー多数又は披露範囲が広いため、メインステージ上での披露不可の団体あり。

(7) 人員配置

実行委員会事務局員等発注者の人員を考慮したうえで、来場者の安全に配慮したスタッフの配置を適宜行うこと。

(8) 保険加入

イベントの開催にあたって、以下を対象とするレクリエーション保険に加入すること。

- ア 事務局・来賓
- イ ステージイベント出演者
- ウ 郷土芸能披露者（約 600 人）
- エ 来場者

(9) 制作・運営・設営・設置等

- ア 会場の設営・撤去
- イ イベントの進行（MC）
- ウ 出店者・出演者等手続き
- エ 会場レイアウト図作成・設置・撤去
- オ 駐車場等警備員の配置
- カ 臨時駐車場看板の作成・設置・撤去
- キ ごみ集積場の設置・集積後のごみ、集積場の撤去
- ク 迷子、落とし物等への対応
- ケ 救護者への対応

(10) 広報関係

- ア チラシ、ポスター、インターネット等の様々な広告媒体を活用し、広く周知を行うこと。

イ 上記広告物の制作にあつては、発注者と受注者で1回以上の校正確認を行い、校了の上、配布等を行うこと。

(11) 協賛金募集

ア 協賛金募集計画を作成する。(ターゲット企業、募集スケジュール、営業手法等)

イ 協賛メニューの企画(協賛区分、協賛特典等)

ウ 協賛特典の作成・設置・撤去

エ 協賛金募集は受注者が行い、協賛契約の契約主体は発注者とする。

オ 協賛条件については、事前に発注者の承認を得るものとする。

カ 協賛金は全て発注者に帰属し、発注者指定口座(「とぎつ魅力発見フェスタ実行委員会」名義)へ直接振込とする。

キ 協賛募集の進捗について、協賛企業の一覧の提出、実績額の報告を都度行うものとする。

(12) 作業スケジュール表の作成

実績報告までの一連の作業期限等を記載したスケジュール表を作成すること。

(13) 駐車場について

ア 事務局等、出店者、来場者用の駐車場を確保すること。

イ 駐車場について、時津町役場・とぎつカナリーホール駐車場・時津中央公園・時津中学校グラウンド・時津小学校グラウンド・時津7工区工場所有敷地内・十八親和銀行時津支店駐車場の約500台分は、借用できるものとする。

(14) 成果物の提出

本実績報告書(任意様式) 1部及びデータ一式

4. 留意事項

まつり実施にあたり、以下の内容に留意すること。

(1) 会場・臨時駐車場では、事故が発生しないよう警備員を配置すること。

(2) 周辺店舗への駐車を行わないよう対策をすること。

(3) ミスターマックス時津店へは、4名から5名の警備員を配置すること。

(4) 出店に係る営業時間を遵守すること。

(5) 当日のプログラム進行においては、とぎつカナリーホールでのイベント(企画は発注業務に含まない。)との調整や会場誘導などの連動を図ること。

ア 郷土芸能の披露時間調整

イ ステージイベントにおける縁結びムービー紹介の時間調整

5. 事業管理及び報告

(1) 業務実施計画書(任意様式)の作成

業務全体の管理方法、体制、計画等を記載した業務実施計画書について、契約締結後2週間以内に作成及び提出し、発注者の承認を得ること。

(2) 受注者は、業務の履行期間において、発注者から進捗の状況及びその内容について、報告を求められた場合は、遅滞なく報告すること。

(3) 本業務を完了したときは、実績報告書を作成し、速やかに提出すること。

6. 事故防止と安全対策

- (1) 作業の実施に当たっては、事故等が発生しないよう十分に注意すること。
- (2) 災害や事故等が発生した場合などの緊急時対応については、本業務に従事する者への指導・周知を徹底すること。また、緊急事態が生じた際には、医療機関等への連絡を行うなど速やかに措置を講じるとともに、発注者へ報告すること。
- (3) 本業務の実施中に生じた事故並びにその本業務により生じた事故及び損害については、受注者の負担と責任において対応すること。

7. その他

- (1) 本業務に係る一切の費用は、委託料に含むものとする。
- (2) 本部用備品について、発注者所有の備品を借用（無料）できるものとする。
- (3) 本業務の実施に当たって、天災等により本業務の中止又は開催時期の変更が必要となった場合は、これに応じること。なお、これらの措置に伴い、契約内容に変更が生じる場合には、発注者と協議の上、変更する。
- (4) 受注者は、本業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受注者は本業務の実施にあたり、個人情報を取扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときには、発注者と協議の上、定めるものとする。

8. 問い合わせ先

時津町 建設水道部 産業振興課

担 当：今村・河端

電 話：095-882-3801

FAX：095-882-5648

メール：sanshin.next@town.togitsu.nagasaki.jp

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 受注者は、発注者が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8条 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(業務に従事している者への周知)

第9条 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(調査)

第10条 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報
の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知
ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

(罰則)

第12条 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、
法第8章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事してい
た者及び受注者に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。